原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 この判決に対する上告のための附加期間を九〇日と定める。

## 事 実

## 第一 当事者の求める裁判

原告は、「特許庁が昭和五〇年審判第八四三七号事件について昭和五五年一月二三日にした審決を取消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決を求め、被告は、主文第一、二項同旨の判決を求めた。 第二(原告)請求の原因

# 一 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和四六年七月二日、名称を「熱回復性を有する合金」とする発明につき、アメリカ合衆国において一九七〇年七月二日にした特許出願に基づく優先権を主張して、特許出願をし(昭和四六年特許願第四八一六九号、以下その発明を「本願発明」という。)、その後昭和四七年一〇月五日及び昭和五〇年一月二四日付で出願明細書の補正をしたが、昭和五〇年五月二六日拒絶査定を受けた。そこで、原告は、同年九月二九日審判を請求し、右審判請求は、昭和五〇年審判第八四三七号事件として審理されたが、昭和五五年一月二三日、「本件審判の請求は成り立たない。」との審決があり、その謄本は、同年二月二七日、原告に送達された。二本願発明の特許請求の範囲(昭和五〇年一月二四日補正に係る明細書の記載による。)

チタン、ニツケル及び鉄の三元状態図において、第一番目の角がチタン四九・ーパーセント、ニツケル四七・三パーセント及び鉄三・六パーセント、第二番目の角がチタン四九・ーパーセント、ニツケル四八・八パーセント及び鉄二・ーパーセント、三番目の角がチタン五〇・二パーセント、ニツケル四六・八パーセント及び鉄三・〇パーセント、第四番目の角がチタン五〇・二パーセント、ニツケル四五・ーパーセント及び鉄四・七パーセントである四辺形によつて囲まれた領域内にある組成のチタン・ニツケル・鉄合金。

## 三 審決理由の要点

1 本願発明の要旨は前項の特許請求の範囲記載のとおりのものである。

2 これに対し、刊行物特公昭四四・一〇七三号公報(以下「引用例」という。)には、ニツケルとチタンのほか、鉄、コバルト、モリブデン・クロームの一種又は工種以上(以下「M」という。)からなり、ニツケルーチタン・M系状態図によろチタン、M、ニツケルの各組成比率(原子パーセントで表示する。)が、点 C(五三、五、二三・五)、点 D(四五、二七・五、二七・五)を結ぶ線間に五三、二三・五、二三・五)、点 D(四五、二七・五、二七・五)を結ぶ線間にあれた範囲よりなる耐食性強力ニツケルーチタン合金にMの一種以上を加えることにより、合金の変態温度Ms及び加工により変態の起こり高温最別はを著しく改善したことが述べられ、また、金属間化合物ニツケル・チタン又はその組成付近のニツケル合金は、いわゆる熱回復性の傾向を有することが以ている。

3 本願発明に係る合金は、航空機の運転中予期される温度以下の転移点を有すること、合理的製造方法の限界内で加工ができ、脆弱でなく、脆性破壊を受け易くなく、かつ高い強度対重量比を有するという特性を備えているものと説明されている。

4 そこで、本願発明と引用例の記載事項を対比すると、本願発明の合金組成(その組成割合は、引用例同様原子パーセントによるものと解せられる。)は、引用例におけるMが鉄である場合の合金の組成範囲に包含されるものである。そして、合金の製造工程、熱処理条件等に特段の限定がある場合はともかく、組成範囲が同一の合金は、その物理的、化学的性質においても差異がないことは経験則上からも技術常識上からも明らかなところである。そうであれば、前記3の本願発明に係る合金の有する特性は、同一組成範囲の引用例の合金にも当然に具備されているところと認められ、本願発明は、これらの点を単に確認したものに過ぎないものと認めら

れる。

...。 5 従つて、本願発明は、引用例に記載された発明と同一と認められるから、特許 法二九条一項三号に該当し、特許を受けることはできない。

四 審決を取消すべき事由

1 本願発明の要旨は、

明細書 (補正に係るものを含む。以下同じ。)全体の記載から判断して、前記二の特許請求の範囲記載のような各元素の組成割合を有する合金で、かつ低い温度の転移点(摂氏マイナス五四度からマイナス一九六度)を有する熱回復性合金であると認定すべきである。しかるに、審決は、前記のような特許請求の範囲に記載された事項のみをもつて、本願発明の要旨と認め、右合金の熱回復性合金としての有用性を要旨として認めなかつた誤りをおかしている。

(一) 合金を構成する元素及びそれらの元素の性質は既知であり、未知の元素を合金成分として使用することはほとんどあり得ないものと考えられ、合金組成としての元素の組合せは限られた元素群からの選択組合せによつてできるものであるから、合金組成だけで発明が完成するものと認めることはできない。合金に関する発明は、その成分範囲の合金がどのような性質又は用途をもつかという有用性を抜きにしては考えられず、その組成範囲と有用性が結びついて発明として完成する。本願発明の要旨認定もかかる見地からなされなければならない。

しかして、本願発明の明細書は、かような熱回復性の生ずる由来、熱回復性合金の利用すべき機械的性質及び温度、過去にチタンとニツケルの多くの合金が右性質を有する合金として開示されている旨を示したうえ、「本発明はチタン四九・ーないし五〇・二原子濃度、鉄二・一ないし四・七原子濃度、および残りニツケルよりなる不純物を含まない合金を提供する。」として、本願発明に係る合金は、従来技術による熱回復性合金として知られたものとは異なる組成からなる熱回復性合金であることを明らかにしている。かように、明細書は、終始一貫、本願発明を熱回復性合金に関する発明として記述したうえ、その転移点が摂氏マイナス五四度からマイナス一九六度であることを明記している。

以上のような明細書の記載によれば、本願発明は、その特許請求の範囲に記載された合金組成のみをもつて要旨とするものではなく、そのような組成からなる「低い温度の転移点(摂氏マイナス五四度からマイナスー九六度)を有する熱回復性合金」をもつて発明の要旨とするものである。

「三」本願発明に係る合金は熱回復性合金として特にすぐれた有用性を有する。 では、転移点が比較的室温に近い場合において、熱安定状態にあって状態にあるかれた。 がいつ転移点以下になるかからず、転移点以下になる完全に熱不安に想がした。 を属のぎ手を例にと、熱安定状態においる完全な接続は比較の は、また、転移になるをはいる。 をはいるため、実質的な金属容積の使用を必要と、おらの は、ならでなると、を有する。本願発明は、これらの問題点を解決しれる。 を有する。本願発明は、これらの問題点を解決しれる。 は、これらの問題点を解決しれる。 は、これらの問題点をのしれる。 は、これらののでででででででででででででででででででででででで、 に、これらのでで、 は、かつ高い強度が加工を合めの に、たいつ高いなが、 に、これらので、 に、これらのに に、これらのに に、これらのに に、これらのに に、これらのに に、これらのに に、これらの。 に、これらのに に、これらのに に、これらの に、これらの に、これらの に、これらに に、これら に、こ ている。

このように、本願発明がきわめてすぐれた熱回復性合金の発明に係るものであることが明細書の記載自体から明確に読み取れるのであり、この点からも、本願発明が単なる合金組成のみの発明でないことを容易に理解することができるのである。2 審決は、本願発明につき合金としての有用性の要件を除外し、単に組成比率のみを要旨として認定したため、引用例の発明(その要旨、チタンーニツケル合金の用途、性質は前記三、2のとおりである。)との比較に当つても、引用例の発明に係る合金の有用性を除外し、組成比率のみを対比して判断している。しかし、本願係る合金の有用性を除外し、組成比率のみを対比して判断している。しかし、本願の要旨は、前記のとおり、合金としての組成比率だけではなく、有用性を含めて判断すべきであり、その趣旨は、特許庁の合金審査基準「三一性の判断」にも示されている。

してみると、引用例の発明の明細中に熱回復性合金につき有用性に関する一部記載があるとしても、その有用性は回避の対象としての有用性であり、それは、本願発明における不可欠の利用の対象とした有用性とは全く性質を異にするものといわざるを得ないのである。従つて、本願発明と引用例の発明とは有用性の点において同一性を認めることはできない。

3 仮に、審決の本願発明の要旨認定に誤りがないとしても、審決は次の点において違法である。即ち、本願発明の要旨が合金組成比率に限られるとしても、引用例の発明との同一性を判断するに当つては、両発明が共に合金に関するものである以上、前記合金審査基準が「同一組成範囲の合金であつても、その発明者の認識した性質が異なり、それに伴う用途が異なるときは同一発明とはしない。」としているように、単にその組成範囲の同一性だけではなく、その有用性即ち右にいう性質、用途の異同をも比較する必要があるのである。

用途の異同をも比較する必要があるのである。 この点に関し、審決は、引用例の発明に係る合金と本願発明に係る合金につき、前記三、2及び3のとおりそれぞれの性質、用途が異なることを認定しながら、本願発明に係る合金の性質、用途は、「同一組成範囲の引用例合金にも当然具備されているところと認められ、本願発明はこれらの点を単に確認したにすぎないものと認める。」として、一般論に帰り、同一組成範囲の合金間には同じ性質があるとの理由で、両発明の同一性を認定した。しかし、右認定は両発明の性質、用途に関する前記認定と明らかに矛盾し、審査基準にも反する誤つたものである。

以上の理由により、審決は判断を誤つたもので違法であり、取消されなければならない。

第三(被告)請求の原因の認否及び主張

請求の原因ーないし三の事実は認めるが、同四は争う。

二1 本願発明の要旨は、特許請求の範囲記載のとおりの特定の組成からなる合金であり、その組成範囲は、引用例記載の発明における合金のM成分が鉄の場合の組成範囲に含まれるから、両発明は同一である。

2 原告主張の本願発明に係る合金の有用性が本願発明の要旨とされていないことは、その特許請求の範囲の記載から明らかである。出願人が何について特許を請求

するかは、出願人自身が明細書の特許請求の範囲において決めることであつて、 れを無視して、特許庁が特許請求の範囲に記載されていない事項を特定して発明の 要旨を認定することは不可能である。従つて、原告主張のように、本願発明の要旨 に合金の有用性までをも含めて解すべき根拠はない。

審決が両発明に係る合金の性質、用途を認定したのは、これによつて両者の同 一性を比較しようとしたものではなく、両発明に係る合金の組成範囲が同一であるから、両発明は同一であると認定したうえで、引用例には、引用例の発明に係る合金も熱回復性を有することが開示されていることから、作用効果 (性質、用途)に おいても同一であると認定したにとどまり、全くの付加的判断にすぎないのであ る。

仮に、原告主張のように、本願発明の要旨を特許請求の範囲記載の各元素の組 成比率をもつ熱回復性合金と解するとしても、引用例の発明の詳細な説明の項には、本願発明に係る合金と組成を同じくする合金が熱回復性を有することについて 記載されているから、引用例には本願発明と同一の技術事項の記載があるということができる。原告は、引用例の発明に係る耐食性合金にあつては、熱回復性は回避 されなければならないものであるから、引用例には熱回復性を利用する合金の発明 に関する記載はない旨主張するが、審決が本願発明と対比したのは、その特許請求 の範囲に記載された発明ではなく、引用例の発明の詳細な説明の項に前記のよう に、本願発明の合金と組成が同一で共通の性質を有する合金が開示されている点を 採り上げて、この記載事項を引用例記載の発明と認定し、これと本願発明とを対比 し、両者を同一であると判断したものであつて、そのことは誤りではない。 5 よつて、審決には原告主張のような違法はない。 第四 証拠関係(省略)

#### 理 由

本願発明の特許出願後審決に至るまでの特許庁における手続の経緯が請求原因 一記載のとおりであること、昭和五〇年一月二四日補正に係る本願発明の特許請求 の範囲の記載内容が同二記載のとおりであること、本願発明の特許出願を拒絶すべ きであるとする審決の理由の要点が同三記載のとおりであることは当事者間に争い がない。

先ず、原告の本願発明の要旨誤認の主張について判断する。原告の主張は、要 するに、合金の発明はその組成と有用性即ち性質、用途とが結び付いて始めて完成 するものであるから、本願発明においても、明細書の特許請求の範囲に記載されて いる合金の組成に加えて、発明の詳細な説明の項に記載された有用性をも併せて本願発明の要旨を認定すべきであつたのに、審決は特許請求の範囲に記載された合金の組成のみを要旨であると認定した点において、要旨の誤定を誤つた違法があると いうにある。

本願発明が合金に関するものであることは、発明の名称及び特許請求の範囲の 記載自体から明らかである。ところで、合金は、ある金属元素に別の元素を一つ以 上加えたもので、やはり金属としての性質を有するものであるが、自然科学の現段 階において、元素として未知なものが存在しないとされている以上、合金成分とし ての元素の組合わせは限られることになるので、単にある種の合金を組成する数種 の元素の比率を示すだけでは、未だこれをもつて合金に関する完成された発明ということはできず、少なくともそれがどのような性質又は用途を有するかということを明られてオスニンによって、はじめて合金としての参照が宣すする。 を明らかにすることによつて、はじめて合金としての発明が完成するものというべ きである。

(成立に争いのない甲第六号証、合金の審査基準参照)

しかして、前記のとおり、本願発明の特許請求の範囲の記載は、単に合金を組成 する元素の比率を示すだけにとどまり、その性質又は用途を欠いているから、これを文言どおりのものとして、その発明の要旨を認定すれば、本願は発明として未完成のものといわざるを得ない。しかし、発明の要旨の認定は、本来特許請求の範囲の記載に基づいて行うべきものであるが、その際、特許請求の範囲の記載のみでは発明の構成要件が明確さを欠いていたり、その趣旨が十分に表現されていまった。 な場合には、必要に応じ明細書の他の記載、図面等を参酌して釈明補完することを 禁ずるものでないことはいうまでもないところである。しかし、他方、そのような 釈明補完は無限定に許されるべきではなく、発明の要旨を把握するに必要な限度を 超えてはならないのであり、本願のように、特許請求の範囲に合金組成比率を示し

たにすぎないような場合にあつては、合金発明としての成立を認めるに必要な限度内においてのみ明細書の記載中その性質又は用途を参酌のうえ、その要旨の認定を行うべきものである。

従つて、本願発明の要旨は、前記特許請求の範囲の各元素による組成比率をもつ 熱回復性を有する合金と認定するのが相当である。

一であるから「物理的、化学的性質においても相違のない」自判断しているか、かかる対比をしている以上、審決も、本願が合金に関する発明として完成されたものであると認めたうえ、このことを前提として右判断に及んだものと解せざるを得ない(もし、審決が、これを未完成発明と認定していたのであれば、それを理由に願を拒絶したはずである。)。そして、引用例の記載中、特に熱回復性に関する説明部分を摘記しているところからみて、審決も、その措辞適切を欠くところ解するも、実質上は本願発明の要旨に、当裁判所と同じ認定をしたものと解するが、実質上は本願発明の要旨は、特許請求の範囲記載の各元素の組成比率をもいる。 一次の表明の要目は、特許請求の範囲記載の各元素の組成比率をもいる。

熱回復性を有する合金と認定すべきであるが、先ず、その組成比率は、争いのない請求原因三、2記載の引用例の発明に係る合金の組成中Mを鉄とした場合の組成範囲に含まれることになるから、両者の合金の組成は同一であると認めることができる。次に、引用例に金属間化合物ニツケルーチタン又はその組成付近のニツケル合金が熱回復性の傾向を有することが説明されていることは当事者間に争いがなく、成立に争いのない甲第五号証(引用例)によれば、右にいうニッケルーチタン又はその組成付近のニツケル合金の中には引用例の発明に係る合金も包含されていると認められるから、結局引用例には、引用例の発明に係る合金が熱回復性を有する旨の記載があるものということができ、そうであれば、本願発明に係る合金と引用例の発明に係る合金とは、その性質においても同一である。

原告は、本願発明に係る合金が熱回復性を利用するものであるのに対し、引用例の発明に係る合金は耐食性のもので、熱回復を回避するよう工夫してあるとの理由

で、熱回復性の点で両者を対比して同一性の判断をすべきでない旨主張する。しかし、本願発明の要旨を、特許請求の範囲に記載された各元素の組成比率をもつ熱復性を有する合金と認定すべきことは前記のとおりであり、右の限度を超えて熱回復性の内容、更にはその利用方法までを要旨に含ましめることはできないのであるいる以上、両者は同一発明とみざるを得ないのであり、これをいかに利用しいる以上、両者は同一発明とみざるを得ないのであり、これをいかに利用しかは、同一性の判断を左右するものではないというべきである。四以上述べたところによれば、本願発明と引用例記載の発明とは同一と認めるであるから、特許法二九条一項三号に基づき、本願発明は特許を受けることとのであるから、特許法二九条一項三号に基づき、本願発明は特許を受けることといるがであるとした審決の判断は正当である。五よつて、本件審決の違法を理由にその取消を求める原告の本訴請求を失当とするまであることとし、訴訟費用の負担及び上告のための附加期間につき行政事件系表に表、民事訴訟法八九条、一五八条二項を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 石澤健 楠賢二 松野嘉貞) <2391-001>